

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年3月4日（平成27年（行個）諮問第34号）

答申日：平成28年5月30日（平成28年度（行個）答申第20号）

事件名：本人の審査請求手続に関して日本年金機構が提出した意見に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人の審査請求手続に関し、平成26年9月に日本年金機構が厚生労働省に提出した、日本年金機構の意見に関する文書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とされた部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成26年10月16日付け厚生労働省発年1016第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び5通の意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 開示決定通知の2「不開示とした部分とその理由」に該当する事実はなく、不開示とする理由はない。

イ 異議申立てに至る経緯

（ア）異議申立人は、養父である祖父が亡くなったため、遺族厚生年金等の請求を行った。

平成23年3月23日付けの厚生労働省の通知（生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて〔厚生年金保険法〕）によれば、①生計同一要件、②収入要件は満たしており、異議申立人と養父である祖父との間には生計維持関係があるため、支給決定は当然であるはずであったが、不支給となった。

このため、異議申立人は厚生労働省中国四国厚生局社会保険審査

官に審査請求をした。

- (イ) 審査請求をすると、実際に不支給処分をした日本年金機構の事務センターが、不支給決定したことについての意見書を作成し、日本年金機構本部を通じて厚生労働省に提出する。

厚生労働省はこの意見書を案としてこれに基づき厚生労働省としての意見書に仕上げ、社会保険審査官に提出する予定であったが事務センターの意見書が非常に不適切であったとして、それに基づいた意見書を提出しなかった。

- (ウ) 事務センターはこのため、厚生労働省に対して、処分変更する申し出をし、その上で改めて審査し、支給決定をした。

このことについては、厚生労働省より不支給処分は間違っていた、と連絡があった。これらのことがあって、事務センターより支給決定等の通知が届いた。また、支給決定されたことにより、審査請求は不要になった。

ウ 日本年金機構の認定の仕組みについて

- (ア) 異議申立人の祖父が亡くなったときの日本年金機構の生計維持関係の認定について

a 異議申立人と祖父の関係を養親子関係ではなく、あくまで孫と祖父の関係に基づいて判断するとき、異議申立人には実父母がいて収入があるから、祖父が生計を同じくしていても実父母が生計維持者であり、祖父は生計維持者ではなく、したがって、孫、祖父の間には生計維持関係はなく、不支給となる。これが不支給の理由であったと思われる。

b これに対して不支給の認定が間違いであったとして、異議申立人と祖父の関係については養親子関係であるから、親子関係であり養親には親権及び監護義務があるため生計維持関係があるとして支給決定された。

- (イ) 日本年金機構の生計維持の認定の仕組みは上記平成23年3月23日付けの厚生労働省の通知とは全く異なっている。同通知によれば孫と祖父の養親子関係であるかどうかで区別することはなく、したがって孫と祖父の関係であるときにも実父母の収入を考慮することは全くない。

- (ウ) また、不支給決定通知書には、生計維持関係が認められないというための判断根拠が示されておらず、行政手続法8条違反である。日本年金機構本部も、この点について開示を妨げる法的根拠はない、という。生計維持関係が認められないとする理由を文書で明らかにすることを求める。

エ 不開示部分について

(ア) このように異議申立人の事例において日本年金機構の認定方法は違法であることが明らかである。開示請求文書の不開示部分について異議申立人が知ることができるのは当然である。

(イ) 開示請求した文書の中で不開示とした部分について不開示とする理由はないから、不開示を取り消し、全面開示するという決定を求める。

(2) 意見書

ア 事務センターが判断経緯を明らかにしないことについて、審査請求当時の中国四国厚生局社会保険審査官は請求人には聞く権利があり、事務センターには回答の義務があるので、請求人として聞かれればよいと答えた。

また、日本年金機構本部は、生計維持関係が認められないという結論に至る判断の経緯を尋ねられたのなら、これを妨げる法的根拠はない、事務センターに尋ねるのがよいと言った。厚生労働省も事務センターは同様に判断の経緯を明らかにするべきであると言う。

イ 諮問庁の理由説明書「4 補足」(下記第3の4)の第2段落には、「本件不支給決定処分に係る事務を委託された日本年金機構における処分当時の判断を記載したものである」とある。

このような事務センターの意見書を受け取ったことが、厚生労働省にとって不都合であり、したがって不開示とした。

ウ 関東信越厚生局のホームページでは「審査請求(不服申立て)を行うときは、あらかじめ保険者(日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合及び厚生年金基金)に対して、処分(決定)の内容についてできる限り詳細な説明(根拠となる法令等を含む。)を受けるとしていただきます。」とある。

異議申立人が遺族厚生年金の不支給決定処分に対し、審査請求した際、不支給決定通知書には生計維持関係が認められないために不支給決定したという趣旨以外の記述はなく、以後も、説明は全くなかった。このことは当該ホームページの記述による限りは、不当であり、審査請求を申し立てる者に対する手続きの保障に欠けることになる。

エ 事務センターの意見書の開示は、審査請求の申立人、被申立人双方にとって、まったく問題ないはずである。それどころか、審査請求に先立って生計維持関係が認められないという理由が開示されていない場合には事務センターの意見書が開示されなければ、適正な審査請求は、担保されないことになる。関東信越厚生局のホームページによれば、自明のことである。

オ 遺族厚生年金不支給決定の際の生計維持関係が認められなかったと

いう理由は、上記平成23年3月23日付けの厚生労働省の通知とは別個の、認定基準としては明らかにふさわしくない実務慣行に基づいて認定されたものである。したがって実際には存在しない不実の要件に基づいたものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人が平成26年9月27日付け（同月29日受付）をもって行った本件対象保有個人情報の開示請求に対し、厚生労働大臣が平成26年10月16日付け厚生労働省発年1016第3号により行った原処分を不服として、平成26年12月2日付け（同月4日受付）をもって提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、法14条6号及び7号口に基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）90条1項により、保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をすることができる。そして、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）9条1項により、社会保険審査官は、審査請求を受理したときは、原処分をした保険者（日本年金機構を含む。）及びその他の利害関係人に通知しなければならないとされており、同条2項により、同条1項の通知を受けた者は、社会保険審査官に対し、事件につき、意見を述べる。とされている。

一方、厚生年金保険法2条により、「厚生年金保険は、政府が、管掌する。」と規定されているが、厚生年金保険法による保険給付を受ける権利の裁定は、日本年金機構が厚生労働大臣から事務の委託を受け、厚生労働大臣の名で日本年金機構が実施することとされている（厚生年金保険法100条の10第1項4号及び日本年金機構法（平成19年法律第109号）27条1項）。

そのため、社会保険審査官及び社会保険審査会法9条2項により、社会保険審査官に対し、事件につき意見を述べるにあたっては、厚生労働省は、当該事務を委託している日本年金機構に参考意見を求め、当該意見を基に、厚生労働省が検討し、必要に応じて日本年金機構に別途調査等を求めた上で、保険者としての意見を組み立て、最終的に厚生労働省から保険者としての意見（以下「保険者意見」という。）を社会保険審査官に提出しているところである。

本件対象保有個人情報は、平成26年9月に日本年金機構が厚生労働

働省に提出した，日本年金機構の意見に関する文書であるが，これは，異議申立人の遺族厚生年金の不支給決定に係る審査請求事件に関し，厚生労働省が社会保険審査官に提出する保険者意見のための材料として，日本年金機構が作成し厚生労働省に提出した案段階の文書である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条6号について

本件対象保有個人情報，上記3(1)のとおり，日本年金機構から厚生労働省あてに提出された日本年金機構の意見が記載された文書であり，保険者側の主張や立証の協議・検討の材料として，厚生労働省及び日本年金機構の内部で使用しているものであり，将来にわたって公にされないとの前提に基づいて出された率直な日本年金機構の意見等が記録されている。

仮に本件対象保有個人情報が開示されることとなると，審査請求事件について厚生労働省と日本年金機構とが，当該事件に対処するために，内部的に行った検討の経緯や対応方針等に係る情報が明らかにされることとなり，関係当事者間の信頼関係を損なう上，今後，内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり，意思決定の中立性が損なわれ，結局，今後の審査請求事件に係る事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

したがって，当該情報については，法14条6号に該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号口について

法14条7号口では，「契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある事務又は事業に関する情報を不開示情報としている。そして，「争訟」とは，訴訟に限らず，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てを含むとされている。これは，争訟にかかる内部的方針等に関する情報が正規の交渉の場を経ずに相手方当事者に漏れることにより，国等の当事者としての地位が害されることを防止することが意図されたものである。

上記3(1)及びアのとおり，本件対象保有個人情報は，特定審査請求事件に関し，厚生労働省と日本年金機構が検討又は協議する材料となる内容が記載されたものであり，国の機関及び独立行政法人等の内部で使用するいわゆる未成熟な手の内情報である。仮にこのような手の内情報が，社会保険審査官の審理における主張・立証に用いられるべき範囲を超えて，また，審査請求における手続を経ずに相手方当事者に伝わることとなると，審査請求における国の当事

者としての地位が不当に害されるおそれがある。

したがって、当該情報については、法14条7号口に該当するため、原処分を維持し不開示とすることが妥当である。

4 補足

なお、本件開示請求は、厚生労働大臣が異議申立人に対して平成26年7月14日付けで行った遺族厚生年金不支給決定処分（以下、第3においては「本件不支給決定処分」という。）に対し、異議申立人が中国四国厚生局社会保険審査官に審査請求を行った経緯の中で行われたものである。

本件対象保有個人情報、本件不支給決定処分に係る事務を委託された日本年金機構における処分当時の判断等を記載したものであるが、本件開示請求の原因となった当該不支給決定処分は平成26年10月9日付けでこれを取り消し、平成26年11月6日付けで異議申立人に係る遺族厚生年金の支給を決定している。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立ての理由として、異議申立書の中で、原処分において不開示とした部分について、「不開示とする理由はないから、不開示を取り消し、全面開示するという決定を求める。」と開示を求めている。また、異議申立人が審査請求を行った遺族厚生年金の不支給決定に係る日本年金機構の認定方法が違法であるとして、異議申立書の別紙3（1）において、「違法となることであるからとして不開示とすることはできない。」と主張する。

しかしながら、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、原処分において不開示とした部分は、日本年金機構の認定方法如何に基づいて不開示としたものではなく、上記3（2）のとおり、法14条6号及び7号口に該当するため、不開示としたものである。

したがって、異議申立人の主張は本件対象保有個人情報の部分開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成27年3月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月24日 | 審議 |
| ④ | 同年4月9日 | 異議申立人から意見書を収受 |
| ⑤ | 同年5月29日 | 異議申立人から意見書を収受 |

- ⑥ 同年7月29日 異議申立人から意見書を収受
- ⑦ 同年11月2日 異議申立人から意見書を収受
- ⑧ 平成28年2月2日 異議申立人から意見書を収受
- ⑨ 同年5月10日 委員の交代に伴う所要の手續並びに本件対象
保有個人情報の見分及び審議
- ⑩ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

- (1) 本件対象保有個人情報は、「本人の審査請求手續に関し、平成26年9月に日本年金機構が厚生労働省に提出した、日本年金機構の意見に関する文書」に記録された保有個人情報である。
- (2) 処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条6号及び7号ロに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は原処分を取り消して不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 日本年金機構の意見に関する文書について

当該文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 厚生年金保険法2条の規定により、厚生年金保険は政府（厚生労働大臣）が管掌しており、同法100条の10第1項4号及び日本年金機構法27条1項の規定に基づき、厚生年金保険法による保険給付を受ける権利の裁定（以下「裁定」という。）は、日本年金機構が厚生労働大臣からの事務の委託を受けて、厚生労働大臣の名で実施している。

また、社会保険審査官及び社会保険審査会法9条1項では、社会保険審査官は、年金の給付等に関する処分に不服がある者から審査請求がされたときは、原処分をした保険者及びその他の利害関係人に通知しなければならないとされており、同条2項により、同条1項の通知を受けた者は、社会保険審査官に対し、事件につき、意見を述べることができるとされている。

さらに、平成22年12月21日付け厚生労働省年金局事業管理課長発日本年金機構理事長宛の通知（年管管発1221第1号）「厚生労働大臣の処分（年金給付等の裁定等）に対する審査請求に係る事務について」（以下「厚生労働省通知」という。）に基づき、厚生

労働大臣が社会保険審査官に意見を述べるに当たって、日本年金機構は、原処分に係る参考意見として事務処理上の判断等をまとめた書面を厚生労働省に提出することとされている。

イ 本件開示請求は、厚生労働大臣が異議申立人に対して平成26年7月14日付けで行った遺族厚生年金不支給決定処分に対し、異議申立人が同年8月11日に中国四国厚生局社会保険審査官に審査請求を行った経緯の中で行われたものである。

本件対象保有個人情報記録された日本年金機構の意見に関する文書には、異議申立人への遺族厚生年金不支給決定処分に関して、裁定の事務を行った日本年金機構としての意見等が記載されており、当該意見等が不開示部分となっている。

(2) 法14条6号該当性について

諮問庁は、本件対象保有個人情報は、異議申立人の遺族厚生年金不支給決定に係る審査請求事件に関し、厚生労働省が社会保険審査官に提出する保険者としての意見のための材料として、日本年金機構が作成し厚生労働省に提出した案段階の文書であり、不開示部分が開示されることとなると、「内部的に行った検討の経緯や対応方針等に係る情報が明らかにされることとなり、関係当事者間の信頼関係を損なう上、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれる」として、法14条6号に該当すると主張しているため、この点について検討する。

既述のとおり、裁定は、日本年金機構が厚生労働大臣からの事務の委託を受けて、厚生労働大臣の名で実施しており、また、社会保険審査官から審査請求の受理の通知を受けた保険者（本件の場合厚生労働大臣）は、社会保険審査官に対し、事件につき意見を述べる事ができるとされている。さらに、厚生労働省通知では、日本年金機構は、原処分に係る参考意見として事務処理上の判断等をまとめた書面を厚生労働省に提出することとされている。

このような参考意見は、実際に裁定の事務を行った組織としての日本年金機構が判断を行い作成したものであり、内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報とは認められず、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められない。

以上から当該不開示部分は、法14条6号に該当しない。

(3) 法14条7号ロ該当性について

諮問庁は、本件対象保有個人情報の不開示部分が開示されることとなると、「未成熟な手の内情報が、社会保険審査官の審理における主張・立証に用いられるべき範囲を超えて、また、審査請求における手

続を経ずに相手方当事者に伝わることとなると、審査請求における国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがある。」として、法14条7号口に該当すると主張しているので、この点について検討する。

ア 本件については、既に遺族厚生年金不支給決定処分を取り消す決定（平成26年10月9日）及び同年金の支給決定（平成26年11月6日）が行われ、これに伴い審査請求も却下（平成26年11月28日）されている。このようなことから、本件審査請求事件は終了しているものと認められ、当該不開示部分を開示しても、本件審査請求事件における国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるものとは認められない。

イ 諮問庁は、上記のとおり当該不開示部分を「未成熟な手の内情報」としているが、その内容は、裁定の事務を行った日本年金機構としての遺族年金不支給決定処分に関する意見等が記載されているのであって、不服申立てに係る国側の内部方針等に関する情報等いわゆる手の内情報というべきものが記載されているとは認められず、当該不開示部分を開示しても、審査請求における国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるものとは認められない。

ウ 以上から当該不開示部分は、法14条7号口に該当しない。

(4) 以上のとおり、当該不開示部分は、法14条6号及び7号口に該当しないことから、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条6号及び7号口に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条6号及び7号口のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子